

改正『不正競争防止法』を公布 —混同行為の拡充と域外管轄原則の明確化—

2025年6月27日、全国人民代表大会常務委員会は『中華人民共和国不正競争防止法』の改正案を審議・可決した。同法は2025年10月15日より正式に施行される。

今回の改正により『不正競争防止法』の条文数は従来の33条から41条に拡充され、その核心的な目的は、過剰な競争（いわゆる「内巻」）による混乱を抑制することにある。具体的には、新たに設けられた条項において、プラットフォームの販売者に対する「二者択一」を迫るような圧力的な低価格競争行為や大手企業が中小企業に対して相対的な優位性を濫用し、不当な値引き要求や代金支払いの遅延などの不公平行為が明確に禁止される。また、「インターネット特別規定」において新たに「データスクレイピング（データの無断取得）」の禁止条項及び「プラットフォーム規則の濫用」の禁止条項の2つの重要条項が追加された。

さらに、業界内で注目を集めている混同行為に関する条項（第7条）には、以下の内容が新たに追加された。

- ネットワーク経済の発展に対応し、ネットワーク関連権益の保護範囲を拡大一定の影響力を有するネット上のユーザー名、新メディアのアカウント名、アプリケーション名及びアイコンを法的保護対象に追加。
- 混同行為の規制類型の拡充
他人の登録商標や未登録の著名商標を企業名称の商号として使用すること、または他人の商品名、企業名（略称、商号等を含む）、登録商標、未登録の著名商標などを検索キーワードとして設定し、それによって消費者に対し、当該他人の商品であると誤認させたり、あるいは当該他人と特別な関連性があると誤解させる行為を明確に禁止。
- 他人による混同行為の実施を助長する行為の禁止規定を新たに追加

特筆すべき点としては、検索エンジンサービス事業者が提供する有料検索ランキングサービスにおいて、他人の合法的な権益に基づく商業標識を検索エンジンのバックエンドキーワードとして設定する場合、検索結果や表示ページにおいて当該キーワードが表示されるか否かによって、「顕在的使用」と「潜在的使用」に分類される。今回、第7条に追加された内容は、主に混同を惹起する使用行為に対する規制を目的としており、この点については司法実務において既に共通認識が形成されている。

一方、混同を生じさせない顕在的あるいは潜在的使用行為に関しては、法改正前では「不正競争防止法」第2条に規定される誠実信用の原則に基づき法的救済を求めることが可能であった。例えば、最高人民法院は2022年の「海亮事件」において、被告が、他人の商業上の信用を利用しようとする主観的な意図を有し、客観的にも競争相手の著名商標や企業名称の市場における知名度や影響力をを利用して、本来競争相手に属するウェブサイトへのアクセスを自社のウェブサイトに誘導することによって、競争上の優位を得ていた場合

は、当該競争手段は競争相手の利益を直接的に害するのみならず、インターネット上における競争秩序を乱し、消費者の利益及び社会公共の利益も侵害するものであり、「不当競争防止法」第2条の誠実信用の原則及び商業倫理に違反するものであると判示した。同事件は、最高人民法院の2022年度の典型的裁判例50件の一つとして選定された。今回の法改正において、司法実務の運用がどのように変化するか、今後の動向を注視する必要がある。

改正後の「不正競争防止法」は新たに第40条が追加され、域外で発生した不正競争行為であっても、中国国内の市場競争秩序を乱し、または国内事業者の合法的な権益を損なう場合、中国人民法院が本法を適用して管轄権を行使できることを明確に規定した。この条項は中国版「長腕管轄（ロングアーム）」条項と見なされており、人民法院の従来の司法判例を立法上により確認したものともいえる。例えば、2021年に原告・被告名が非公開の事件において、最高人民法院は既に「当事者が域外の不正競争行為により国内で損害を受けたとして訴訟を提起した場合、当該域外行為が国内の市場競争秩序に悪影響を及ぼす結果を生じさせた地を、裁判管轄の連結点とすることができる」との判断を示していた。

また、2022年11月22日に公表された第一次意見募集稿において盛り込まれていた一部の内容については、権利者から高く評価されていたにもかかわらず、今回の改正に最終的に盛り込まれなかつたことはやや残念である。具体的な内容は以下の通り：

- ・他人の一定程度の影響力を有する市場主体の名称と「同一」の標識を無断使用する行為の規制対象を、「類似する標識」にまで拡大すること（意見募集稿第7.2条）。
- ・懲罰的賠償の適用範囲を「営業秘密の侵害行為」から「すべての不正競争行為」に拡大すること。また、法定賠償の適用範囲を「混同行為」及び「営業秘密の侵害行為」から「すべての不正競争行為」に拡大すること（意見募集稿第27条）。
- ・行政執行部門に対し、混同行為に使用された物品及び違法所得を没収する」権限を付与すること（意見募集稿第28条）；
- ・行政執行部門に対し、第2条の誠実信用の原則に違反する不正競争行為を取り締まる権限を付与すること（意見募集稿第37条）。

著者：朱志剛

© 万慧達知識産權 2025